

報 道 資 料

令和6年1月29日

総合政策部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 等 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和6年1月29日に処分等の発令をした。

記

	所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
①	保護課長 事務職員	50	戒告	保護課で管理していた、保護費受給者からの返還金である戻入金（5件、総額297,812円）を窃取したとして窃盗罪で起訴された当時同課に勤務していた元職員（※）の管理監督責任
②	保護課長補佐 事務職員	56	訓告	同上
③	保護課長補佐 事務職員	45	訓告	同上
④	保護課係長 事務職員	43	訓告	同上
⑤	福祉部長 技術職員	58	嚴重注意（文書）	同上
⑥	福祉部次長 事務職員	58	嚴重注意（文書）	同上
※保護課に勤務していた元職員について 当該元職員は、保護課会計年度任用職員として採用されるにあたり、自己が社会福祉士の資格を有しているように装うため、偽造された社会福祉士登録証の写し1通を保護課に提出して行使したとして、令和5年11月7日、偽造有印公文書行使の容疑で奈良警察署に逮捕され、その後、同年同月27日、偽造有印公文書行使罪で奈良地方検察庁に起訴された。これにより、令和5年12月4日付で免職に処している。				

- ・ 適用法令：①地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
- ・ ②～⑥：措置処分